

定期的インベントリー及び産業造林木材利用事業における作業計画  
に関する

インドネシア共和国林業大臣規程  
第P. 30/Menhut-II/2014

唯一の神の恵みに基づき、  
インドネシア共和国林業大臣は、

- a. 政令2008年第3号で変更した森林管理、森林管理計画の作成、森林活用に関する政令2007年第6号第75条に基づき、林産業及び小規模林業木材活用事業における作業計画に関する林業大臣規程第P. 62/Menhut-II/2008を数回変更した最終版林業大臣規程第P. 19/Menhut-II/2012及び林業大臣規程第P. 5/Menhut-II/2011で変更した生産森林における林業木材の活用事業におけるインベントリー（IHMB）要領に関する林業大臣規程第P. 33/Menhut-II/2009が定められた；
- b. 2013年の汚職撲滅委員会の調査結果による高コストを削減するための競争力向上及び森林管理改善を行うにあたり、上記a項で述べた林業大臣規程を改訂する必要がある；
- c. 上記b項に基づき、定期的森林全体の記録及び産業造林木材利用事業における作業計画に関する林業大臣規程を定める必要がある；

ことを考慮し、

1. 生物資源及びその生態系の保全に関する法律1990年第5号（インドネシア共和国官報1990年第49号、インドネシア共和国官報補遺第3419号）；
2. 林業に関する法律1999年第41号（インドネシア共和国官報1999年第167号、インドネシア共和国官報補遺第3888号）を変更した森林に関する法律1999年第41号の変更に関する法律代替政令決定2004年第1号を法律に制定するに関する法律2004年第19号（インドネシア共和国官報2004年第86号、インドネシア共和国官報補遺第4412号）；
3. 地方政府に関する法律2004年第32号（インドネシア共和国官報2004年第125号、インドネシア共和国官報補遺第4437号）を数回変更した、最終版の地方政府に関する法律2004年第32号に対する二回目の改訂に関する法律2008年第12号（インドネシア共和国官報2008年第59号、インドネシア共和国官報補遺第4844号）；
4. 環境保護・管理に関する法律2009年第32号（インドネシア共和国官報2009年第68号、インドネシア共和国官報補遺第140号）；
5. 環境影響評価に関する政令1999年第27号（インドネシア共和国官報1999年第59号、インドネシア共和国官報補遺第3838号）；
6. 森林管理及び森林管理計画の作成及び森林の活用に関する政令2007年第6号（インドネシア共和国官報2007年第22号、インドネシア共和国官報補遺第4696号）を変更した政令2008年第3号（インドネシア共和国官報2008年第16号、インドネシア共和国官報補遺第4814号）；
7. 政府、州政府、県／市政府の政務分担に関する政令2007年第38号（インドネシア共和国官報2007年第82号、インドネシア共和国官報補遺第4737号）；

8. 林業省で適用する税金以外国家収入の種類及び税率に関する政令2014年第12号（インドネシア共和国官報2014年第36号、インドネシア共和国官報補遺第5506号）；
  9. 省庁の形成及び組織に関する大統領規程2009年第47号を数回変更した、大統領規程2013年第55号；
  10. 省庁の立場、業務、機能及び省庁におけるエセロンIの組織構成、業務、機能に関する大統領規程2010年第24号を数回変更した、大統領規程2013年第56号；
  11. インドネシア・ブルサトゥII内閣の組閣に関する大統領決定2009年第84/P号を数回変更した、大統領規程2013年第5/P号；
  12. 投資環境改善政策に関する大統領令2006年第3号；
  13. 林産業空間整備に関する林業大臣規程第P. 70/Kpts-II/95を数回変更した、最終版林業大臣規程第P. 21/Menhut-II/2006；
  14. 人工林における林産業木材の活用事業許可区域の描写に関する林業大臣規程第P. 3/Menhut-II/2008；
  15. 林業大臣規程第P. 20/Menhut-II/2010（インドネシア共和国官報2010年第221号）で変更した持続的生産森林管理における技術者の能力及び認定に関する林業大臣第P. 58/Menhut-II/2008（インドネシア共和国官報2008年第52号）；
  16. 林業大臣第P. 33/Menhut-II/2012（インドネシア共和国官報2012年第779）で変更した林業省の組織及び作業手順に関する林業大臣第P. 40/Menhut-II/2010（インドネシア共和国官報2010年第405号）；
  17. パートナシップによる地域住民の活性化に関する林業大臣規程第P. 39/Menhut-II/2013（インドネシア共和国官報2013年第958号）；
  18. 保護林の統一管理及び生産森林の統一管理における長期的管理計画の承認手順に関する林業大臣規程第P. 46/Menhut-II/2013（インドネシア共和国官報2013年第1076号）；
- に鑑み、

次を決定する：

決定：インベントリー及び産業造林木材利用事業における作業計画に関する林業大臣規程

## 第1章 一般規定

### 第1条

本規程における用語は、次のように定義する。

1. 旧人工林事業権（Hak Pengusahaan Hutan Tanaman/HPHT）又は林産業事業権（Hak Pengusahaan Hutan Tanaman Industri/HPHTI）である、以降IUPHHK-HTIと略す林産業木材の活用事業許可（Izin Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu pada Hutan Tanaman Industri）とは、土地づくり、種苗、植林、維持、収穫、販売活動などによる生産森林における林産物である木材を活用するための事業許可のことを言う。
2. 以降RKUPHHK - HTIと略す産業造林木材利用事業における作業計画（Rencana Kerja Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu pada Hutan Tanaman Industri）とは、10年間の林産業木材の活用事業許可区域全体における作業計画で、森林の持続性、事業の持続性、

環境のバランス性、地域住民の社会的・経済的開発要素などを含むものを言う。

3. 以降RKTUPHHK - HTIと略す産業造林木材利用事業における年次作業計画 (Rencana Kerja Tahunan Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu pada Hutan Tanaman Industri)とは、産業造林木材利用事業における作業計画に基づいて策定する1年間の作業計画を言う。
4. 以降BKUPHHK-HTIと略す産業造林木材利用事業における作業図 (Bagan Kerja Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu pada Hutan Tanaman Industri)とは、最大12ヶ月間有効の作業計画で、許可が発行されたばかりの林産業木材の活用事業許可保持者かつ産業造林木材利用事業における年次作業計画を所有しない者に与えるものを言う。
5. 描写とは、境界線を引くことによる現場の状況又は森林地区のあらゆるデータ及び情報に画像分析の評価又はビジュアル的選定及び区別を行うことを言う。
6. 以降IHMBと略すインベントリー (Inventarisasi Hutan Menyeluruh Berkala)とは、10年1回定期的に行う木材在庫 (timber standing stock)の状況に関するデータ及び情報収集活動で、人工林に限っては、人工植林完全伐採 (Tebang Habis Permudaan Buatan /THPB) 以外の林学的伐採で行う伐採後の自然林で実施する。
7. 森林の記録化とは、地区開拓及び／又は土地づくりのために、木材森林で伐採する樹木の記録、測定、推測する活動のことを言う。
8. 立木調査 (Timber cruising)とは、種類、本数、直径、高さ、現場・環境状況に関する情報などを把握するために、(伐採する計画の) 樹木、コアー樹木、保護樹木、植林その他の現場データに関する測定、観察、記録活動で、定められた規定に従って定められた頻度で行うことを言う。
9. 以降LHCと略す立木調査報告書 (Laporan Hasil Cruising)とは、伐採作業区画における立木調査活動から取得した樹木データの処理結果で、樹木番号、種類、直径、無枝樹木の高さ、木材量の見込みを記載するものを言う。
10. 森林地区開拓とは、生産森林での人工林における林産業木材の活用事業許可の活動が円滑に行えるための道路及びその他の建物整備活動のことを言う。
11. 土地づくりとは、林産物の活用を含む、植樹用土地の準備、清掃、処理活動のことを言う。
12. 土地の清掃とは、森林燃焼を行わずに低木、雑草、樹木、切り株などを伐採・清掃し、開拓するために土地を清掃することを言う。
13. 主要植物とは、建材用木材又は非建材用木材である林産物を生産するための植物のことを言う。
14. 以降RPHJPと略す長期的森林管理計画とは、10年間での森林統一管理 (Kesatuan Pengelolaan Hutan/KPH) の全体作業区域における森林管理計画のことを言う。
15. 設備とインフラとは、林産業木材の活用事業許可活動を支援するために使用する道具及び建物のことを言う。
16. 伐採廃棄物とは、森林に残された切り株、減少率40%以上の不良・腐食木材、枝、小枝などの全種類の残木のことを言う。
17. 総局長とは、林業指導を担当する総局長のことを言う。
18. 局長とは、人工林事業指導を担当する局長のことを言う。
19. 州局とは、州における林業関連を担当する局のことを言う。
20. 県／市局とは、県／市における林業関連を担当する局のことを言う。

21. 以降UPTと略す実行事務所 (Unit Pelaksana Teknis) とは、総局長に報告義務をもつ直轄の実行事務所のことを言う。
22. 以降KPHと略す森林統一管理地区 (Kesatuan Pengelolaan Hutan) とは、主要機能及び用途に従って、効率的かつ持続的に管理できる森林管理地区のことを言う。
23. 以降GANISPHPLと略す持続的生産森林管理技術者 (Tenaga Teknis Pengelolaan Hutan Produksi Lestari) とは、資格に沿った持続的生産森林管理分野における能力を有する持続的生産森林管理及び活用分野における許可保有企業のスタッフで、総局長名義でセンター長によって任命及び解任する者を言う。
24. 以降WASGANISPHPLと略す持続的生産森林管理技術者の監督者 (Pengawas Tenaga Teknis Pengelolaan Hutan Produksi Lestari) とは、資格に沿った持続的生産森林管理の監督と確認分野における能力を有する林業関連機関の職員で、総局長名義でセンター長によって任命及び解任する者を言う。
25. 以降GANISPHPL-TCと略す立木調査持続的生産森林管理技術者 (Tenaga Teknis Pengelolaan Hutan Produksi Lestari Timber Cruising) とは、インベントリー (IHMB)、立木調査、年次伐採作業区画及びブロックの立木調査報告書の作成、固定測定区画 (Petak Ukur Permanan/PUP) の活動において能力を有する持続的生産森林管理技術者のことを言う。
26. 以降GANISPHPL-CANHUTと略す森林企画持続的生産森林管理技術者 (Tenaga Teknis Pengelolaan Hutan Produksi Lestari Perencanaan Hutan) とは、自然林又は人工林における生産森林活用の準備のための調査、産業造林木材利用事業における作業計画又は小規模林業木材活用事業における作業計画の作成、年次作業計画提案書の作成、作業区域地図の作成などの能力を有する持続的生産森林管理技術者のことを言う。
27. 以降WASGANISPHPL-CANHUTと略す生産森林企画持続的生産森林管理技術者の監督者 (Pengawas Tenaga Teknis Pengelolaan Hutan Produksi Lestari) とは、立木調査持続的生産森林管理技術者及び森林企画持続的生産森林管理技術者としての能力を有する持続的生産森林管理技術者の監督者で、立木調査持続的生産森林管理技術者及び森林企画持続的生産森林管理技術者の作業結果を監視、確認、評価、報告する業務及び権限を有する者を言う。
28. 持続的生産森林管理技術者カードとは、総局長名義でセンター長が発行するもので、資格に沿って持続的生産森林管理技術者としての能力を有する個人に対して、任命決定書と一体のカードのことを言う。

## 第2章 林産業インベントリー

### 第2条

- (1) 林産業木材の活用事業許可保持者は、人口植林完全伐採以外の林学的伐採で伐採する主要植物区域における天然林で、必ずインベントリーを実施すること。
- (2) 上記第 (1) 項で述べたインベントリーの実施は、立木調査持続的生産森林管理技術者及び／又は森林企画持続的生産森林管理技術者が実施する。
- (3) インベントリーの実施によって発生する費用は、許可保持者の負担となる。

### 第3条

- (1) インベントリーを実施した林産業木材の活用事業許可保持者は、定期的森林全体の記

録報告書並びに定期的森林全体の記録報告書の真実性に対する立木調査持続的生産森林管理技術者及び／又は森林企画持続的生産森林管理技術者からの証明書を添付した上で、必ず定期的森林全体の記録報告書を生産森林企画持続的生産森林管理技術者の監督者へ提出すること。

- (2) 生産森林企画持続的生産森林管理技術者の監督者は、上記第(1)項で述べた定期的森林全体の記録報告書を受領してから、5就業日以内に、10年間の産業造林木材利用事業における作業計画の策定基準として、必ず技術的提言を林産業木材の活用事業許可保持者へすること。
- (3) 生産森林企画持続的生産森林管理技術者の監督者が、上記第(2)項で述べた技術的提言をしない場合、定期的森林全体の記録報告書並びに立木調査持続的生産森林管理技術者及び／又は森林企画持続的生産森林管理技術者が作成した証明書が、産業造林木材利用事業における作業計画の策定基準となる。
- (4) 上記第(1)項で述べた証明書が正しくない場合、立木調査持続的生産森林管理技術者及び／又は森林企画持続的生産森林管理技術者に対し、持続的生産森林管理技術者カードの一時停止処分が与えられる。
- (5) 二周期目以降の林産業木材の活用事業許可で、すべての主要植物が植林の場合、産業造林木材利用事業における作業計画の作成は、森林企画持続的生産森林管理技術者が作成した植林表 (Tabel Tegakan) を、産業造林木材利用事業における作業計画の策定基準とし、社長によって承認される。
- (6) 上記第(3)で述べた生産森林企画持続的生産森林管理技術者の監督者の技術的提言をすることによって発生する費用は、政府が負担する。
- (7) 林産業木材の活用事業許可におけるインベントリー実施の詳細規定は、総局長規程で定める。

### 第3章

#### 産業造林木材利用事業における作業計画(RKUPHHK-HTI)

#### 第1部

#### 産業造林木材利用事業における作業計画の策定

#### 第4条

- (1) 林産業木材の活用事業許可の保持者は、必ず10年間の産業造林木材利用事業における作業計画を策定すること。
- (2) 上記第(1)項で述べた産業造林木材利用事業における作業計画案は、林産業木材の活用事業許可決定を受領してから、1年以内に申請すること。
- (3) 次の10年間産業造林木材利用事業における作業計画案は、既存の産業造林木材利用事業における作業計画の期限が終了する1年前までに申請すること。
- (4) 上記第(2)項及び第(3)項で述べた産業造林木材利用事業における作業計画案は、大臣を代表する総局長又は指名された職員に提出し、次の者に写しを配布する。
  - a. 州局長；
  - b. 県／市局長
  - c. 実行事務所長
  - d. 森林管理事務所長。
- (5) 産業造林木材利用事業における作業計画の策定によって発生する費用は、許可保持者の負担となる。

## 第5条

- (1) 上記第4条で述べた産業造林木材利用事業における作業計画案は、次に基づいて策定する。
  - a. 林産業木材の活用事業許可決定に沿った作業区域地図又は地理座標境界；
  - b. 森林地区地図又は州森林地区及び水域指定地図、また州森林地区及び水域指定地図がない州の場合は、森林使用管理（TGHK）地図。
  - c. 衛星写真による地図（縮尺1：50,000）で、最大過去2年間のもの；
  - d. 描写による地図；
  - e. 上記第3条第（1）項及び第（5）項で述べたインベントリー結果又は植林表；及び／又は
  - f. 許可地区周辺の地域住民の分布図
- (2) 産業造林木材利用事業における作業計画案は、立木調査持続的生産森林管理技術者及び／又は森林企画持続的生産森林管理技術者が作成し、社長又は組合長が署名／承認する。
- (3) 産業造林木材利用事業における作業計画案及び地図におけるデータ／情報の真実性は、社長又は組合長の責任となり、証明書でその旨を記載する。

## 第6条

- (1) 上記第4条第（4）項に基づき、大臣を代表する総局長又は指名された職員は、産業造林木材利用事業における作業計画案を受領してから、14就業日以内に産業造林木材利用事業における作業計画案を評価及び／又は修正指導を行う。
- (2) 評価結果に基づき、修正指導が不要の場合、大臣を代表する総局長又は指名された職員は、産業造林木材利用事業における作業計画の修正を受領してから、20就業日以内に産業造林木材利用事業における作業計画案を承認する。
- (3) 許可保持者は、上記第（1）項で述べた産業造林木材利用事業における作業計画案の修正指導があった場合、産業造林木材利用事業における作業計画案の修正指導書を受領してから、14就業日以内に産業造林木材利用事業における作業計画を修正し、大臣を代表する総局長又は指名された職員にその結果を報告する。
- (4) 上記第（3）項で述べた許可保持者による産業造林木材利用事業における作業計画案の修正を14就業日以内に報告しない場合、産業造林木材利用事業における作業計画を提案していないとみなし、有効な法令規程に従い、処分が与えられる。
- (5) 大臣を代表する総局長又は指名された職員は、上記第（2）項で述べた産業造林木材利用事業における作業計画案の修正に基づき、産業造林木材利用事業における作業計画案の修正を受領してから、5就業日以内に産業造林木材利用事業における作業計画を承認し、次の者に写しを配布する。
  - a. 州局長；
  - b. 県／市局長
  - c. 実行事務所長
  - d. 森林管理事務所長。
- (6) 総局長は、主要業務及び機能に沿って、上記第（1）項及び第（5）項で述べた産業造林木材利用事業における作業計画案の評価及び承認を局長又は実行事務所長に委任することができる。

## 第7条

- (1) 上記第6条第(3)項で述べた産業造林木材利用事業における作業計画案の修正指導は、環境影響評価／環境管理プログラム及び環境モニタリングプログラムの結果、作業区域の描写、インベントリー、衛星写真によるデータ及び情報などの書類を参考とする。
- (2) 上記(1)項で述べた産業造林木材利用事業における作業計画案の修正に関するデータ及び情報の真実性は、許可保持者の責任となる。
- (3)

## 第8条

許可保持者は、産業造林木材利用事業における作業計画が承認されてからは、5年ごとに産業造林木材利用事業における作業計画を評価し、総局長へ報告し、次の者に写しを配布する。

- a. 州局長；
- b. 県／市局長
- c. 実行事務所長
- d. 森林管理事務所長。

## 第2部

### 産業造林木材利用事業における作業計画の改訂

## 第9条

- (1) 産業造林木材利用事業における作業計画の改訂は、次に基づいて行う。
  - a. 作業区域の面積変更；
  - b. 周期及び／又は植物の種類の変更；
  - c. 人的要因、自然的要因、地区活用事業開発、環境サービス活用事業、非木材林産物活用事業及び／又は法令規程に沿ったその他の事業分野による地区の使用による、森林資源物理的状況の変更；
  - d. 保護価値 (Nilai Konservasi Tinggi/NKT) の評価結果、描写の変更、設備・インフラ整備；及び／又は
  - e. 林学的システム及び技術の変更又は理由を説明できるその他の変更。
- (2) 上記第(1)項で述べた産業造林木材利用事業における作業計画の改訂案は、林産業木材の活用事業許可保持者より、大臣を代表する総局長又は指名された職員に申請する。
- (3) 上記第(2)項で述べた大臣を代表する総局長又は指名された職員は、産業造林木材利用事業における作業計画の改定案を受領してから、10就業日以内に産業造林木材利用事業における作業計画の改定案を評価及び承認し、次の者に写しを配布する。
  - a. 州局長；
  - b. 県／市局長；
  - c. 実行事務所長；
  - d. 森林管理事務所長。
- (4) 産業造林木材利用事業における作業計画の改訂は、産業造林木材利用事業における作業計画の変更で記載し、旧版産業造林木材利用事業における作業計画での期間を変更

しない。

## 第10条

- (1) 産業造林木材利用事業における作業計画の評価及び承認または産業造林木材利用事業における作業計画の改訂によって発生するあらゆる費用は、政府が負担する。
- (2) 産業造林木材利用事業における作業計画の策定及び評価並びに産業造林木材利用事業における作業計画承認フォームに関する詳細規定は、総局長規程で定める。

## 第4章

### 産業造林木材利用事業における年次作業計画 (RKTUPHHK-HTI)

#### 第1部

#### 産業造林木材利用事業における年次作業計画の策定

## 第11条

- (1) 林産業木材の活用事業許可保持者は、承認された産業造林木材利用事業における年次計画に基づき、必ず産業造林木材利用事業における年次作業計画案を申請すること。
- (2) 上記第 (1) 項で産業造林木材利用事業における年次作業計画案は、立木調査持続的生産森林管理技術者及び／又は森林企画持続的生産森林管理技術者が作成し、社長又は組合長が署名する。
- (3) 次期の産業造林木材利用事業における年次作業計画案は、当年の産業造林木材利用事業における年次作業計画が終了する2ヶ月前までに申請すること。
- (4) 上記第 (1) 項、第 (2) 項、第 (3) 項で述べた産業造林木材利用事業における年次作業計画案は、州局長に申請し、写しを県／市局長に配布する。

## 第12条

上記第11条で述べた産業造林木材利用事業における年次作業計画案は、次に基づき策定する。

- a. 承認された産業造林木材利用事業における作業計画案；
- b. 立木調査持続的生産森林管理技術者及び／又は生産森林企画持続的生産森林管理技術者が署名した森林記録化報告書又は生産計画の概要。

## 第13条

- (1) 一周期目の土地づくりにおいて伐採される自然林があった場合、上記第11条で述べた産業造林木材利用事業における年次作業計画案に基づいて、立木調査を行う。
- (2) 上記第 (1) 項で述べた立木調査の実施は、立木調査持続的生産森林管理技術者及び／又は森林企画持続的生産森林管理技術者が実施し、立木調査報告書にも署名をする。
- (3) 上記第 (2) 項で述べた立木調査報告書でのデータ及び情報の真実性に対する責任は、立木調査持続的生産森林管理技術者及び／又は森林企画持続的生産森林管理技術者が負う。
- (4) 上記第 (1) 項で述べた立木調査の実施結果は、持続的生産森林管理技術者の監督者による現場検証を不要とする。



- (5) 主要植物における二周期目以降の生産計画の決定は、立木調査持続的生産森林管理技術者及び／又は森林企画持続的生産森林管理技術者が作成した植林表を使用し、社長によって承認される。
- (6) 上記第12条で述べた森林の記録化実施又は生産計画の詳細規定は、総局長規程で定める。

#### 第14条

- (1) 林産業木材の活用事業許可保持者の作業区域内に、以下のものがあつた場合、
  - a. 樹液、木の皮、種子、葉っぱ、ラタン、竹などの非木材林産物；及び／又は
  - b. 上記第1条第16号で述べた伐採廃棄物上記の活用は、産業造林木材利用事業における年次作業計画に記載する。
- (2) 上記第（1）項で述べた非木材林産物及び伐採廃棄物に関しては、法令の規定に従い、必ず森林資源手数料（Provisi Sumber Daya Hutan (PSDH)／緑化金（Dana Reboisasi (DR)）を支払うこと。
- (3) 自然災害、害虫被害、病気、火災などによって倒木があつた場合、その活用は、承認した産業造林木材利用事業における年次作業計画を変更せずに、追加生産とすること。

#### 第15条

- (1) 林産業木材の活用事業許可保持者が、義務的に人工林分野で有効の持続的生産森林管理証明書を持ち、「良」評価を取得した場合、その林産業木材の活用事業許可保持者に対し、州局長承認なしで（自己承認）、社長又は組合長が承認する産業造林木材利用事業における年次作業計画を実施する権限及び責任を与えることができる。
- (2) 林産業木材の活用事業許可保持者は、上記第（1）項で述べた産業造林木材利用事業における年次作業計画書類を局長経由総局長、州局長、県／市局長、実行事務所長及び／又は森林管理事務所長に報告し、提出すること。

#### 第16条

- (1) 州局長は、持続的生産森林管理技術者の監督者を指名し、上記第15条第（1）項で述べた自己承認産業造林木材利用事業における年次作業計画の活動実施を最大年1回監視する。
- (2) 上記第（1）項で述べた持続的生産森林管理技術者の監督者の能力及び認証は、法令規定に従って、大臣が定める。

### 第2部

#### 産業造林木材利用事業における年次作業計画案の評価及び承認

#### 第17条

- (1) 県／市局長は、州局長に対し、上記第11条第（4）項で述べた産業造林木材利用事業における年次作業計画案の写しを受領してから、14就業日以内に、森林資源手数料、緑化金及び／又はその他の支払い義務に関するデータ及び情報を提出すること。
- (2) 州局長は、県／市局長が上記第（1）項で述べたデータ及び情報を提出しなかった場合、林産業木材の活用事業許可保持者から森林資源手数料、緑化金及び／又はその他の支

払い義務の未払いがないことの証言を獲得の後、産業造林木材利用事業における年次作業計画案を評価し、承認することができる。

- (3) 州局長は、上記第(1)項及び第(2)項で述べた県/市局長よりデータ及び情報を受領してから又は林産業木材の活用事業許可保持者からの証言を受領してから、14就業日以内に、産業造林木材利用事業における年次作業計画案の評価及び承認を行う。
- (4) 州局長が、上記第(2)項で述べた評価及び承認を実施しなかった場合、大臣を代表する総局長から権限を与えられた局長は、産業造林木材利用事業における年次作業計画案の評価及び承認を行う。
- (5) 林産業木材の活用事業許可保持者が森林資源手数料、緑化金及び/又はその他の支払い義務をまだ完済していない場合、産業造林木材利用事業における年次作業計画案での伐採目標は0本で承認する。

### 第18条

- (1) 林産業木材の活用事業許可保持者は、産業造林木材利用事業における年次作業計画が承認された場合、法令の規定に従って産業造林木材利用事業における年次作業計画を実行し、その実行証明書 (Pakta Interitas) を作成すること。
- (2) 上記第(1)項で述べた実行証明書のフォームは、総局長規程で別途定める。

## 第3部

### 産業造林木材利用事業における年次作業計画の有効期限及び改訂

#### 第19条

- (1) 産業造林木材利用事業における年次作業計画は、決定日より12ヶ月間有効とする。
- (2) 産業造林木材利用事業における年次作業計画の改訂は、次に基づいて行う。
  - a. 産業造林木材利用事業における作業計画の変更/改訂;
  - b. 作業区域の面積変更;
  - c. 周期及び/又は植物の種類の変更;
  - d. 法令規定に沿った地区活用事業開発、環境サービス活用事業、非木材林産物活用事業及び/又はその他の事業分野による地区の使用;
  - e. 林学的システム及び技術の変更又は理由を説明できるその他の変更;
  - f. 保護価値の評価結果、描写の変更、設備・インフラ整備;
- (3) 二周期目以降の林産業木材の活用事業許可保持者は、当期の産業造林木材利用事業における年次作業計画が終了する前に計画を達成した場合、当期産業造林木材利用事業における年次作業計画を改訂することで、生産の増加を申請することができる。
- (4) 産業造林木材利用事業における年次作業計画の改訂は、変更があった部分のみ行うことができる。
- (5) 上記第(2)項、第(3)項、第(4)項で述べた産業造林木材利用事業における年次作業計画の改訂案は、立木調査持続的生産森林管理技術者及び/又は森林企画持続的生産森林管理技術者が作成し、社長又は組合長が署名した上で、州局長に申請する。
- (6) 州局長は、上記第(5)項で述べた産業造林木材利用事業における年次作業計画の改訂案を受領してから、10就業日以内に、産業造林木材利用事業における年次作業計画の改訂案を評価し、承認し、その写しを次の者に配布する。
  - a. 総局長;

- b. 県／市局長
- c. 実行事務所長
- d. 森林管理事務所長。

## 第20条

- (1) 上記第19条で述べた産業造林木材利用事業における年次作業計画の改訂は、下記の変更があった場合は、改訂を不要とする。
  - a. 自然災害、害虫被害、病気、火災によって倒木した樹木を活用することによる産業造林木材利用事業における年次作業計画のブロック場所及び／又は面積の変更又は生産目標の増加；及び／又は
  - b. 道具の数量及び種類の変更。
- (2) 上記第（1）項で述べた変更は、許可保持者より州局長又は実行事務所長へ報告すること。

## 第21条

- (1) 活動計画が、産業造林木材利用事業における年次作業計画又は当期産業造林木材利用事業における年次作業計画の改訂に沿って達成できない場合、活動計画の未達成分は、次期の産業造林木材利用事業における年次作業計画に追加し、再申請することができる。
- (2) 上記第（1）項で述べた活動計画の未達成分を追加することによって、林産業木材の活用事業許可保持者が次年度に申請する産業造林木材利用事業における年次作業計画の目標を低減しない。
- (3) 上記第（1）項及び第（2）項で述べた活動計画の未達成分は、一つの当期産業造林木材利用事業における年次作業計画に記載すること。

## 第22条

- (1) 産業造林木材利用事業における年次作業計画の評価及び承認または産業造林木材利用事業における年次作業計画の改訂によって発生するあらゆる費用は、政府が負担する。
- (2) 産業造林木材利用事業における年次作業計画の策定及び評価並びに産業造林木材利用事業における年次作業計画承認フォームに関する詳細規定は、総局長規程で定める。

## 第5章 作業図

### 第23条

- (1) 許可の取得が間もない林産業木材の活用事業許可保持者は、産業造林木材利用事業における作業計画が評価及び承認される前に、産業造林木材利用事業における作業図案を作成し、申請することができる。
- (2) 産業造林木材利用事業における作業図の申請は、社長又は組合長が承認した産業造林木材利用事業における作業計画に基づくものとする。
- (3) 上記第（1）項で述べた産業造林木材利用事業における作業図は、州局長に提出し、次の者に配布すること。
  - a. 総局長；及び
  - b. 県／市局長。
- (4) 産業造林木材利用事業における作業図は1回のみ与えられ、決定日より12ヶ月間有効と

する。

## 第24条

上記第23条で述べた産業造林木材利用事業における作業図案は、次に基づき策定する。

- a. 林産業木材の活用事業許可決定に従った作業区域地図；及び
- b. 立木調査持続的生産森林管理技術者及び／又は生産森林企画持続的生産森林管理技術者が署名した森林記録化報告書又は生産計画の概要。

## 第25条

- (1) 県／市局長は、州局長に対し、上記第23条第（3）項で述べた産業造林木材利用事業における作業図案を受領してから、14就業日以内に、現場検証報告を提出する。
- (2) 上記第（1）項で述べた現場検証は、県／市局の森林企画持続的生産森林管理技術者の監督者が行い、就任者がいない場合は、実行事務所又は州局の森林企画持続的生産森林管理技術者の監督者が行う。
- (3) 上記第（1）項で述べた現場検証の結果は、一つの検証報告書に記載する。
- (4) 上記第（1）項及び第（2）項で述べた検証によって発生した費用は、法令規定に沿った標準費用に基づいて、申請者が負担する。

## 第26条

- (1) 州局長は、上記第25条第（1）項で述べた県／市局長からの現場検証報告書を受領してから、14就業日以内に、林産物木材活用事業における作業図を評価し、承認し、写しを次の者に配布する。
  - a. 総局長；
  - b. 県／市局長；及び
  - c. 実行事務所長。
- (2) 州局長は、県／市局長が上記第25条第（1）項で述べた現場検証報告書を30就業日以内に提出しない場合、林産物木材活用事業における作業図を承認する。
- (3) 産業造林木材利用事業における作業図の策定及び評価並びに産業造林木材利用事業における作業図承認フォームに関する詳細規定は、総局長規程で定める。

## 第6章 報告及び管理

### 第27条

- (1) 林産業木材の活用事業許可保持者は、必ず毎月の第2週目までに、林産物木材活用事業における年次作業計画及び／又は林産物木材活用事業における作業図の実施報告書を策定し、総局長又は指名された職員に提出し、その写しを州局、県／市局、森林管理事務所長、実行事務所長に配布する。
- (2) 州局長は、林産物木材活用事業における年次作業計画及び林産物木材活用事業における作業図の承認進捗報告書を必ず定期的に毎月及び毎年提出し、その写しを実行事務所長に配布する。
- (3) 実行事務所長は、毎回翌月21日に、必ず林産物木材活用事業における年次作業計画及び

林産物木材活用事業における作業図の実績概要を報告すること。

- (4) 上記第(2)項及び第(3)項で述べた報告書は、電子メールにて提出することが可能。
- (5) 州局長は、持続的生産森林管理技術者の監督者を指名し、林産物木材活用事業における作業計画、林産物木材活用事業における年次作業計画、林産物木材活用事業における作業図の実施に対する監視を行う。
- (6) 総局長は、上記第(1)項、第(2)項、第(3)項で述べた報告に対し、指導及び管理を行う。
- (7) 上記第(1)項、第(2)項、第(3)項で述べた報告書のフォームは、総局長規程で別途定める。

## 第7章 移行規定 第28条

- (1) 本規程が発効される前に承認された10ヵ年林産物木材活用事業における作業計画は、期限まで有効とし、本規程で定めた規定に沿って、10年間再策定すること。
- (2) 本規程が発効される前に、林産業及び小規模林業木材活用事業における作業計画に関する林業大臣規程第P.62/Menhut-II/2008を数回変更した、最終版林業大臣規程第P.19/Menhut-II/2012に沿って作成された産業造林木材利用事業における年次作業計画は、承認処理されることができ、有効期限は10年間とする。
- (3) 本規程が発効される前に承認された林産物木材活用事業における年次作業計画は、期限が終了するまで引き続き有効とする。
- (4) 本規程が発効される際に実施中の林産物木材活用事業における年次作業計画は、本規程で定めた規定に沿って改訂することができる。
- (5) 自主的持続的生産森林管理評価の結果に基づき、自己承認で承認された実施中の林産物木材活用事業における年次作業計画は、有効期限が終了するまで引き続き有効とする。

## 第8章 終章 第29条

本規程が発効されることによって、

- a. 林産業及び小規模林業木材活用事業における作業計画に関する林業大臣規程第P.62/Menhut-II/2008及びその変更；及び
  - b. 特に人工林を定めた林業大臣規程第P.5/Menhut-II/2011で変更した生産森林における林業木材の活用事業におけるインベントリー（IHMB）要領に関する林業大臣規程第P.33/Menhut-II/2009
- は取り消され、失効する。

## 第30条

本大臣規程は法律化日より有効とする。

各自が把握できるよう、本大臣規程をインドネシア共和国官報へ記載するよう、命じる。

2014年5月16日  
ジャカルタにて決定。  
インドネシア共和国  
森林大臣

署名  
ズルキフリ・ハサン

2014年6月3日  
ジャカルタにて立法。

インドネシア共和国  
法務人権大臣

署名

アミル・シヤムスディン

インドネシア共和国官報2014年第687号

本写しは、原本と同内容である。

法務・組織部長代任

署名

スハエリ